平成２６年（フ）第４６７３号
大阪市西淀川区出来島３－２－76　リバーガーデン出来島1006号室
破産者　井上　純一
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９８号
大阪府寝屋川市点野２丁目10番５号、住民票上の住所奈良県桜井市大字大泉282番地
破産者　岡田　繁夫
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５８号
大阪府枚方市香里園山之手町49番56―204号、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目66番２号407
破産者　伊丹　悠馬
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０１号
大阪市西淀川区千舟３丁目７番９号　みつる荘２階
破産者　山崎　勝也
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７５９号
大阪市東成区大今里南６丁目18番23号
破産者　高山美子こと　ＳＩＮ　ＭＩＪＡ　申美子
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１２５号
大阪市平野区平野本町２丁目10番27号　平野ハイツ108
破産者　田嶋　　淳
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６２６号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番２号（２棟306号）
破産者　髙島　　敦
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５５号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1402番地２
破産者　田中　卓爾
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６５７号
大阪市東成区深江北２丁目４番18号、前住所大阪市東成区中本５丁目12番31―402号
破産者　田畑　正幸
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６１号
大阪府豊中市宮山町１丁目８番30号　平尾方
破産者　平尾　京子（旧姓上西）
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１号
堺市北区金岡町2668番地（102号）
破産者　清竹　義弘
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
大阪府羽曳野市南恵我之荘２丁目７番７号
破産者　安丸　達朗
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７６号
堺市北区大豆塚町２丁７番地38、前住所堺市北区南長尾町２丁３番10号　レジーナ１弐番館205号
破産者　宮下　　司
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２８号
大阪府羽曳野市島泉７丁目２番20―106号
破産者　本田　正明
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８２号
堺市南区竹城台１丁２番25―209号、前住所大阪府泉南市信達市場971番地の９
破産者　林　　恵子
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
滋賀県大津市勧学２丁目17番16号、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590番地の１　（１―812号）
破産者　村惠　正和
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６６７号
神戸市須磨区大黒町３丁目１番22―601号、従前の住所神戸市須磨区平田町１丁目２番８号
破産者　趣味の呉服やまもとこと　山本　宏二
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２号
兵庫県宝塚市中山五月台２丁目21番１号
破産者　金井　　弘
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係